

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区子ども家庭総合センター通話音声分析・モニタリングシステム導入業務委託	5200415
工（納）期	令和5年12月28日	
契約締結日	令和5年6月19日	
契約金額	26,400,000円（消費税込み）	

契約相手方	NTTテクノクロス株式会社営業推進部 (法人番号：5010401056882)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	荒川区子ども家庭総合センター通話音声分析・モニタリングシステム導入業務委
指定業者 (案)	名称 NTTテクノクロス株式会社営業推進部 所在地 東京都港区芝浦三丁目4番1号 グランパークタワー15階 代表者 営業推進部長 小牧 徳夫
指定理由	<p>本件は、荒川区子ども家庭総合センター通話音声分析・モニタリングシステム導入の業務委託である。</p> <p>主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>(1)上記事業者は、荒川区子ども家庭総合センターが求める機能（リアルタイムに通話のやり取りを共有する機能、相談者に対して適切な回答をアナウンスするための支援機能、相談者との通話のやり取りを高い認識率でテキスト化及び要約する機能、蓄積された記録の内容や傾向を分析する機能）の全てをパッケージ機能として提供することができる唯一の事業者であること。特に、電話データをもとにした学習済みの音声認識辞書について、児童相談所専用の音声認識辞書を有しているのは当該事業者のみであり、導入後すぐに児童相談所特有の単語や言い回しも高い精度で音声認識することが可能であること。</p> <p>(2)上記事業者のシステムを導入することで、先行導入した東京都や他区の児童相談所で蓄積された各機能のノウハウを活用することが可能であり、また、今後も各自治体のノウハウが蓄積されることで、AIの学習面の強化が期待できること。</p> <p>以上のことから、上記事業者を相手方とすることで、随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)